

指定居宅介護支援事業所が指定を受けて実施する指定介護予防支援事業の 運用方針について（通知）

令和6年4月1日から介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となりました。

ただし、介護予防支援の利用者が総合事業の利用のみとなった場合、介護予防ケアマネジメントに移行する必要がありますが、指定介護予防支援事業者は、介護予防ケアマネジメントを行うことができないため対応することができません。

そこで明石市では、利用者の利便性、また事業者の負担軽減を考慮し、以下のとおり、指定介護予防支援事業の運用の方針を定めましたのでお知らせします。

記

指定介護予防支援事業の運用の方針

1 介護予防ケアマネジメント業務の一部受託

介護予防支援事業の指定を受けた居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）は、指定介護予防支援の事業開始時に地域総合支援センター（以下「センター」という。）と介護予防ケアマネジメント業務の一部委託契約を締結し、利用者が介護予防ケアマネジメントに移行した場合は、センターと連携し、委託事業者として介護予防ケアマネジメントを行うこと。

2 利用者への説明

事業者は、介護予防支援の利用申込者又はその家族に対し重要事項等の説明を行う際に、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違いを説明した上で、以下の説明も併せて行うこと。

- ・総合事業サービス（訪問型サービス、通所型サービス）のみを利用した月は、介護予防ケアマネジメントによる給付管理となること。
- ・介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合に備え、予めセンターと契約を行う必要があること。（二者と契約を締結する必要があること。）
- ・介護予防ケアマネジメントは地域総合支援センター（明石市社会福祉協議会）が実施主体となっているが、当該事業所が地域総合支援センターから介護予防ケアマネジメント事業の委託を受けることができるため、担当となる事業所及びケアマネジャーの変更はないこと。
- ・介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合及び再度指定介護予防支援を利用することとなった場合は、その都度、介護保険被保険者証を担当ケアマネジャーに預け手続きを行う必要があること。

3 一時的に総合事業のみの利用となった場合の対応

介護予防サービス・支援計画の作成後、利用者の都合等により結果的に総合事業のみ利用となった月がある場合（表1）、次の対応とする。

表1

利用月 (例)	介護予防サービス・支援計画に 位置付けたサービス	実際のサービス利用	事業種別
6月	・介護予防訪問リハ（予防給付） ・訪問型サービス（総合事業）	・介護予防訪問リハ ・訪問型サービス	介護予防支援
7月		・訪問型サービス	介護予防ケアマネジメント
8月		・介護予防訪問リハ ・訪問型サービス	介護予防支援

- ・総合事業のみの利用が3月以内の場合、介護予防ケアマネジメントのケアプラン（表1の場合7月のケアプラン）の新規作成は不要とする。
- ・総合事業のみの利用が3月を超える場合、介護予防支援を終了し、介護予防ケアマネジメントのケアプランを新規作成すること。
- ・介護予防ケアマネジメントの給付管理（表1の場合7月）はセンターが行うが、その月も含め利用者の記録等は事業所で保存すること。
- ・介護予防ケアマネジメント、介護予防支援に移行の都度（表1の場合7月及び8月）介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を明石市に提出すること。
- ・指定介護予防サービス事業者及び総合事業実施事業者との連絡調整を行うこと。

4 その他

- ・重要事項説明書に相談先として総合支援センターについて記載すること。
- ・利用者の要支援認定を更新する際に、事業者は、サービスの利用状況や今後想定されるリスク、利用者の意向等を踏まえ、基本チェックリストを実施するかを利用者ととともに判断すること。
- ・事業者は、利用者の同意を得た上で、更新申請に関する書類（基本チェックリストの基準に該当し、事業対象者へ移行する場合は基本チェックリスト）及び介護保険被保険者証を明石市に提出すること。
- ・利用者が要介護認定を受けた時や介護保険施設等に入所した時等は必ずセンターに連絡すること（介護予防ケアマネジメントとの一部委託の実績がない場合も同様）。
- ・事業者がセンターの一部委託を受けて担当している既存の利用者については、利用者の希望により、事業者と直接契約を結び直すことを可能とする。なお、その場合、新規利用と同様の手続きを行う必要があること。

※当運用方針については、指定介護予防支援事業所及び地域総合支援センターの意見や実際の運用を踏まえ、変更する場合があります。

問い合わせ先

○介護予防支援事業の指定について

明石市福祉局高齢者総合支援室 指定担当 電話：078-918-5091

○介護予防ケアマネジメントの委託について

地域総合支援センター（本部） 電話：078-924-4501